

I
24

戰
後
教
育
改
革
案

1-6
25

山崎 /

日本進歩黨政務調查會
戰後教育改革特別委員會
委員長 野長 廣



戦後教育改革案 (二、五、四)

第一方針

新日本の根源は教育にある。この認識に基き、根本塞源的に教育の改革を断行し、民主主義の眞髓に徹底して個人の自由を尊重し、一方博愛協助及公德心の涵養に努め、協同自治を根基として人格の完成を期せねばならぬ。即ち學校教育に於ては勿論、特に家庭教育、社會教育に留意して個性を陶冶し、眞理の探究と思索とに精進して高度に創意を展開し、科學の水準を高め技能を鍊磨し、而も之を常識化し生活化して教育を國民の實生活に直結せしめ、更に政治教育を徹底して公民觀念と政治意識とを昂揚すると共に、貧苦性別等に因る就學又は進學の障礙を根本的に除去し、戸に不學者を期せねばならぬ。吾黨は之を以て戦後に於ける教育改革の要諦とする。

第二要綱

一、教育の民主化

(一) 文教本部(仮稱)の設置

・内閣直屬の文教本部（復赫）を設置し、教育者、文筆家、宗教家、藝術家、音楽家其の他各界より公選に依り部員を擧げ、文教に関する政策を策定せしめ、文部省はその實施機関たらしむること

(二) 政府は教育の大綱を指示するに止め、一切の施設、運営は、之を教育者自らの責任に於て自主自立的に行はしむること

(三) 教育者の待遇
教育者の待遇を優位に置き特に後顧の憂なく職務に邁進し得るやう満全を期すること

(四) 教育者の再教育施設
教育の大轉換に伴ひ、教育者の再教育に必要な施設は國費を以て断行すること
又美術、音楽並に映画教育に對する教員の養成を図ること

(五) 國民學校及中等學校教員に人材を集中する爲に學校系統による教員待遇の階級制を撤廃すること

(六) 原則として教育者の任免は學校長の意見を尊重し、學校長の任免は當該學校職員の意見を勘案して之を行ふこと

(七) 教育行政官及指導官は、之を公選せられたるもの、中より文部大臣其の任免手續をとること

(八) 全國を若干数の教育区に區分し、各教育区に地方教育局を設置して、地方教育行政を文部省の一元的監督の下に置くと共に視學制度を根本的に刷新すること

(九) 劃一主義の教育を根本的に刷新して自學自習、自主創造の教育を徹底すること

(十) 教育を政争の具に供することを避くること

二、教育の機會均等
(一) 育英制度の擴充
現在の育英會を擴充して經濟的條件に拘らず、天賦の才能に應じたる教育を受けしむること

(二) 學校の内容充實に努め學校別に依る差別待遇を撤廃し、官公立偏重の弊を一掃すると共に卒業者の差別待遇を絶對に廢止すること

(三) 私學の振興

私立學校に對する國費の補助を增強して學校の施護及經營に違算なきを期せしめ、以て其の劃期的の振興に寄與すること

(四) 大衆青年に教育の機会を與へるために官公立の夜學校を振興すること
(五) 勤勞教育

學校の如何を問はず教育期間中に於て、理想的農業國民としての根本性格を與へるために勤勞を基調とする自然に親しむ教育を實施し、以て人格の完成を期せしむること

(六) 女子教育の振興

性別を問はず教育の機会均等を確立すること

女子の科學教育、政治教育の向上を図ること

女子の特性を生かす教育施設に萬全の措置を措かること

高等女子學校に於ては基礎教育を徹底すること、第五學年に於ては裁縫、家事等女子特有の教科に重きを置くこと

(七) 青年學校の振興

一、青年師範教育の擴充をなすこと

二、女子青年教育の義務制を漸行すること

三、上級學校への進學資格の附與並に社會的待遇の改善をなすこと

四、教育を生活に直結せしめ、知識技能の習得練習、勤勞の効率化を図り、以て科學的にして實際的なる公民の養成を図ること

五、公民教育の徹底を期し政治上の識見を與へること

(八) 社會教育の再建設

一、大學、高專教員、宗教家、文化人等を中心とする社會教育運動の促進をなすこと

二、図書館、博物館、研究機關並に通信又は移動講堂等の増設、普及、改善をなすこと

三、文化教育委員会を設置して社會の文化教育に當らしめる。同委員会は

文筆家、美術家、音楽家、演劇家並にラヂオ、映画、スポーツ関係者等各界より公選により組織する

四、美術家を以て組織せる美術展覽會を創設して清新にして強カなる美術

教育機関ならしめる（現在の文部省展覧会は之を廢止する）（之が經費

は國庫より支出してその活動を活潑ならしめること

ホ全国各地に音楽團を組織して民衆の情操教育に當らしめ、その經費は

國庫より支出してその活動を活潑ならしめること

ヘ宗教々育に留意し、人生に理想と信念を與へること

ト凡く科學技術及産業に關する教育施設を施し、科學的精神の涵養、換

テ政治教育施設の充實を圖り、討論會、研究会を通じて國民の政治的思

想を啓培すること

リ道德の實踐的陶冶、特に博愛、協助、公徳心の涵養に努むること

又家庭教育施設を充實し、國民の生活及思想の根底を確立培養すること

三、科學教育の振興

(一) 科學的教育機関を劃期的に擴充強化し、特に構想雄大なる農業自然科學

、又文科學及産業科學の研究所を設置すること

(二) 國民教育及中等教育に於て、科學的知識の啓培と科學的研究態度の創造

に當ること

(三) 特別科學研究班を設定し、國民學校児童及中等學校初學年生徒中より英才を簡拔して特別なる基礎科學教育を施すこと

(四) 大學、專門學校の科學研究室を擴充し開放して、國民學校、中等學校の科學関係教師の科學研究指導機関たりしむること

(五) 各學校に於ける科學研究設備を充實すると共に、資料の配給その他につき優先的に便宜を圖り、且つ瓦斯水道等の設備を急速に復旧せしむること

(六) 科學研究の成果を生産に直結する爲、所定の經費を増強すること

(七) 我國産業の將來に即應する工藝教育の振興を期すること

(八) 水産大學を創設し、海洋資源の劃期的開發の基調ならしむること

四、教育法令の法律化

教育に清新澄澈たる時代感覺を導入する爲、教育に關する法令の制定は従来の勅令主義より之を法律主義に改め、國民の嚴正なる批判に俟つこと

以上の教育改革は法律を以てすること

三 學校の戦災復興と国土計畫

戦災と國家再建の要請とに鑑み

- (一) 国土計畫を策定して、之により従来大都市に集中偏在せる學校を地方に分散配置し、地方文化の向上を期すること
- (二) 戦災學校の復興に關しては、建設資材の統制を徹底し、生産者と建設業者とを直結せしむること
- (三) 教師及學生、生徒等の生活居住を保障する為、救災住宅、寄宿舎、附屬農園等の設置を期すること